

第四分科会 暮らしの安全、安心を守るために～食の安全安心確保や、製品事故にあわないために

以下の3点が話されました。①食品安全の問題について。内容物の表示が分かりにくい。千産千消だけで安全が確保されるわけではなく、消費者と生産者の顔の見える関係が必要。②被害の情報をどのように伝えるか。消費生活センターに寄せられる情報が、市民に行き届いていない。被害情報の収集や伝達には、警察、病院などの他に、町内会などの民間組織も活用できる。③基本計画全般について。行政と事業者、消費者の協働だけでなく、行政の各部署が協働することが必要。予算規模の明示や、消費者担当副知事を置くなど、計画策定後の推進体制も整える必要があるのではないか。(神)

第五分科会 環境問題に対して私たちができること

消費生活と環境問題はコインの裏表の関係である。消費者一人一人が環境問題を自覚していきたい。その気づきのために教育が重要である。特に学校教育を通して直接には子供達に間接的には保護者に情報が行き渡ると考える。特に千葉県は学校での環境教育に温度差がありすぎる。行政と教育界が密な連携をし、環境問題を取り上げて欲しいと要望する。また省エネは新たな産業の誕生の起爆剤になると期待しつつエネルギーを大切にしたい気持ちよく生活していきたいものである。(坂)



第六分科会 必要な人に必要な情報を届けるために

メンバーから具体的な提案も含め様々な意見が出ましたが、大まかにまとめると以下のような内容だったと思います。①情報を必要とっていない人にこそ情報が必要というところに難しさがある②そういう人に確実に受け取ってもらうには対面のコミュニケーションが一番よい③具体的な仕組みは、地域の個人の善意に頼るのではなく行政が責任者となって整える必要がある④既存の制度の活用(ex 消費生活サポーター養成講座修了生を地域に担当制で配置)、他機関との連携(ex.地域包括支援センター)から始めてはどうか。(岡)

第七分科会 豊かな暮らしに向けて、つくる人、売る人、買う人、市町村がともにできること

相談員、事業者、策定検討委員、司法書士などにより意見交換を行いました。連携・協働を進めるための基盤づくりに関しては、相互のコミュニケーション不足を解消する必要性が指摘され、新しい仕組みを作るのでなくとも、



例えばスーパーで利用されている「お客様の声」といった掲示板などを上手に活用し、こうした生の情報を集約・再提供するだけでも、行政は側面支援的な関わり方ができるのではないかと、という意見が出ました。また、基本計画の推進については、担当者、責任者を明確にし、報告、監査することにより、実効性を担保し、見直しをしていかなければならないとの意見がありました。(池)

千葉県消費者基本計画(仮称) 骨子案に関する意見 提出

「消費者ネットちば」として以下のような内容で意見提出しました。

基本理念について、消費者の権利を第一に掲げ、行政、事業者・事業者団体が消費者の権利を擁護するためその「責務」を果たすべきことを強調し、各施策も、条例が掲げる8つの権利のどれに関するものであるかを明確に示す。相談体制について、消費生活相談員の待遇改善をしつつ、基本計画の中に具体的に取組事項を書き込む。執行体制の充実について、相談窓口と執行部門との連携を強化し、相談窓口・執行部門双方の人員の拡充、取締り強化のための具体的な方策を基本計画に盛り込み、取締りが適切になされているかどうかを客観的にチェックする仕組みを導入する。消費者行政推進のための新しい体制について、県の行政を産業育成から消費者重視へと方向転換する「千葉県版消費者庁」の創設と消費者行政担当副知事の設置を要望する。

千葉県知事選挙候補予定者に、「千葉県の消費者行政に関するアンケート」への回答をお願いします。